



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年6月23日(火) 号外(第4号)

目次

ページ

条 例		
○群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(総務課)		2
○群馬県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例(同)		2
○群馬県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(人事課)		3
○群馬県県税条例の一部を改正する条例(税務課)		4
○群馬県主要農作物種子条例(蚕糸園芸課)		8
○群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例(労働政策課)		9
○群馬県コンベンション施設建設基金条例を廃止する条例(イベント産業振興課)		10
○群馬県議会委員会条例の一部を改正する条例(議事課)		10

■ 条 例

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年六月二十三日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第四十五号

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年群馬県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一の二の二の項上欄(注)中「第十三条第十号」を「第十三条第十一号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年六月二十三日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第四十六号

群馬県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
群馬県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和二年群馬県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二百三条の二第一項」の下に「若しくは第四項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和二年六月二十三日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第四十七号

群馬県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

群馬県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十六年群馬県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出しとして「(施行期日等)」を付し、附則第二項に見出しとして「(群馬県税務職員特殊勤務手当支給条例等の廃止)」を付し、附則第三項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、附則に見出し及び二項並びに見出し及び二項を加える。

(防疫等作業手当の特例)

5 職員が、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)第一条に規定するものをいう。)のまん延の防止のために行う防疫等の作業で人事委員会規則で定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第六条の規定は、適用しない。

6 前項の防疫等作業手当の額は、作業に従事した日一日につき四千円の範囲内で人事委員会規則で定める額とする。

(防疫等作業手当の併給の禁止の特例)

7 附則第五項の規定により支給する防疫等作業手当に係る第二十条第三項の規定の適用については、「防疫等作業手当」とあるのは、「防疫等作業手当(附則第五項の防疫等作業手当に係る二以上の作業に従事した場合にあつては、最も高い手当の額の一の作業に係る同項の防疫等作業手当に限る。)」とする。

8 附則第五項の規定により支給する防疫等作業手当については、第二十条第四項の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第五項から第八項までの規定は、令和二年二月一日から適用する。

群馬県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年六月二十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第四十八号

群馬県税条例の一部を改正する条例

第一条 群馬県税条例(昭和二十五年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

第三十二条第五項中「及びマンション敷地売却組合」を「マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改める。

第三十二条の二第一項第二号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第三十二条の三第四項中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同条第五項の表第四十四条第三項から第五項までの項中「から第五項まで」を「及び第四項」に改める。

第三十六条中「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第三十七条の二第一号イの表(3)の項中「寡夫」を「ひとり親で施行令第七条の十六の二第一項に規定するもの」に改め、「(4)に掲げる者を除く。」を削り、同表(4)の項中「法第二十三条第一項第十一号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が五百万円以下」を「ひとり親で施行令第七条の十六の二第二項に規定するもの」に改める。

第四十四条第二項中「同項第二号の連結事業年度開始の日から六月の期間若しくは同項第三号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第四号」を「若しくは同項第二号の期間又は同項第三号」に改め、同条第五項を削る。

第四十五条第一項中「第四項、第十九項及び第二十一項から第二十三項」を「第三十一項及び第三十三項から第三十五項」に改め、「若しくは第三項」を削り、同条第二項中「又は各連結事業年度」を削り、「第六十六条の七第五項及び第十一項又は第六十八条の九十一第四項及び第十項」を「第六十六条の七第四項及び第十項」に、「又は連結事業年度の同法第六十六条の七第五項」を「の同条第四項」に改め、「又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する個別控除対象所得税額等相

当額」を削り、「同法第六十六条の七第五項」を「同項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、「又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額」を削り、「を当該事業年度又は連結事業年度」を「を当該事業年度」に、「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、同条第三項中「又は各連結事業年度」を削り、「第六十六条の九の三第四項及び第十項又は第六十八条の九十三の三第四項及び第十項」を「第六十六条の九の三第三項及び第九項」に、「又は連結事業年度の同法第六十六条の九の三第四項」を「の同条第三項」に改め、「又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「同法第六十六条の九の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項」を「同項に規定する法人税の額及び同条第九項」に改め、「又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額」を削り、「又は連結事業年度の法」を「の法」に、「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、同条第四項中「控除限度額若しくは」を「控除限度額又は」に改め、「又は同法第八十一条の第十五第一項の連結控除限度個別帰属額」及び「若しくは同法第十二条第三項の控除の限度で施行令第九条の七第五項に規定するもの」を削り、「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、同条第五項中「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)(各事業年度又は各連結事業年度」を「の各事業年度」に、「又は連結事業年度(当該各事業年度又は当該各連結事業年度」を「(当該各事業年度」に、「又は連結事業年度」を「を」に改め、「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「第十一項」を「第十項」に、「第十二項又は第十五項」を「第十一項又は第十四項」に、「又は当該各連結事業年度(当該更正の日(当該更正が当該各事業年度又は当該各連結事業年度」を「(当該更正の日(当該更正が当該各事業年度」に、「又は連結事業年度の」を「の」に、「又は連結事業年度」を「に」に改め、同条第六項中「第八項」を「次項」に、「法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」を「租税条約の実施に係る還付すべき金額」に改め、

「又は連結事業年度」、「又は各連結事業年度」、「又は同法第八十一条の第二十二
 第一項の規定により申告書を提出すべき連結事業年度に係る連結法人税額に係る個
 別帰属法人税額」及び「又はその連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、同
 条第七項を削り、同条第八項中「第六項」を「前項」に改め、「若しくは各連結事
 業年度の連結法人税額」、「又は前項に規定する同法第二十四条若しくは第二十六
 条の規定による更正に伴い当該更正に係る連結事業年度後の各連結事業年度の連結
 法人税額若しくは各事業年度の法人税額を減少させる更正があつた場合」及び「又
 はこれらの更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「法人税額
 に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額又は個別帰属法人税額に係る租税条約
 の実施に係る還付すべき金額」を「租税条約の実施に係る還付すべき金額」に、
 「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「前三項」を
 「前二項」に、「第六項又は第七項の」を「第六項の」に、「第六項若しくは第七
 項」を「同項」に、「第六項又は第七項中」を「第六項中」に改め、同項を同条第
 八項とし、同条第十項中「並びに第六項及び第七項（これらの規定を第八項）」を
 「及び第六項（第七項）」に、「並びに第六項及び第七項の」を「及び第六項の」に
 改め、同項を同条第九項とし、同条第十一项中「又は連結法人税額に係る個別帰属
 法人税額」を削り、「第十三項」を「第十二項」に改め、「又は連結事業年度」を
 削り、「第十五項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項
 中「又は連結事業年度」、「又は当該五年を経過する日の属する連結事業年度」及
 び「若しくは連結事業年度」を削り、「第十五項」を「第十四項」に改め、同項を
 同条第十一项とし、同条第十三項中「第十五項」を「第十四項」に改め、同項を同
 条第十二項とし、同条第十四項を第十三項とし、第十五項を第十四項とし、同条
 第十六項中「又は第七項（これらの規定を第八項（第九項）」を「第七項（第八
 項）」に、「及び第九項において準用する場合を含む」を「及び第八項において準用
 する場合を含む。以下この項において同じ」に、「でこれら」を「で第六項」に、
 「、これら」を「、同項」に改め、同項を同条第十五項とする。

第五十条の二第三項中「法人税法第四条の二」を「法人税法第六十四条の九第一
 項」に、「同法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消され
 た法人にあつては同条の承認を取り消された日、同法第四条の五第二項の規定によ

り同法第四条の二の承認を取り消されたものとみなされた法人にあつては同条の承
 認を取り消されたものとみなされた日、同法第四条の五第三項の承認を受けた法人
 にあつては同項の承認を受けた日」を「同法第六十四条の十第一項の承認を受けた
 法人にあつては同項の承認を受けた日、同条第四項から第六項までの規定により同
 法第六十四条の九第一項の承認の効力を失うものとされた法人にあつては同法第六
 十四条の十第四項から第六項までの規定に定められた日」に改め、同項第二号中
 「連結法人」を「通算法人」に改め、同項第四号中「連結親法人」を「通算親法
 人」に、「連結子法人」を「通算子法人」に改め、同条第四項中「第四条の第三十
 項」を「第六十四条の九第十一项又は第十二項」に、「連結親法人」を「通算親法
 人」に、「連結完全支配関係」を「通算完全支配関係」に改める。

第五十条の二の二第三項中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同条第四項
 中「第四条の八及び第五百五十二条第一項」を「第四条の四及び第五百五十二条第三
 項」に改め、同条第六項の表第五十五条第一項第二号の項中「固有法人」を「法人
 （固有法人に限る。）」に改める。

第五十二条第一項中「又は個別帰属益金額及び個別帰属損金額」を削る。
 第五十三条の三第一項中「又は当該更正に係る法人税の連結所得に係る個別所得
 金額」を削り、「によつて」を「により」に改める。

第五十五条第一項第一号の三中「当該連結親法人の当該各連結事業年度の連結所
 得の金額」を「法人税法第二編第一章第十一節第一款第一目の規定その他通算法人
 に適用される規定による当該法人の当該事業年度の法人税の所得の金額又は欠損金
 額及び法人税の額」に改める。

第九十二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定につ
 いては、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの〇・七本に換算するものと
 する。

附則第三条の二第一項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準
 割合（平均貸付割合（に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均
 貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「。以下この条」を「。以下この項
 及び第三項」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」とい

う。」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、同条第二項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」とを「当該加算した割合」とに改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項のいずれかの規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、前二項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年〇・一パーセント未満の割合であるときは年〇・一パーセントの割合とする。

附則第八条の三第一項中「以下の条、」を削り、「第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に、「第五十三条第二十四項から第二十七項まで及び第二十八項（同条第三十項（同条第三十一項）を「第五十三条第三十六項から第三十九項まで及び第四十項（同条第四十一項（同条第四十二項）に、「及び同条第三十一項」を「及び同条第四十二項」に改め、同条第二項中「同条第二十二項若しくは第二十三項」を「同条第三十四項若しくは第三十五項」に改め、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項中「又は第三項の規定」を「の規定」に、「第四十五条第十項」を「第四十五条第九項」に、「又は第三項の」を「の」に、「同条第一項及び第三項」を「同項」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第十一条第一項中「第三十五条の二第一項」の下に、「第三十五条の三第一項」を加える。

附則第十二条第三項中「第三十五条の二」を「第三十五条の三」に改める。

附則第十四条の三の二第一項中「に基づき」を「又は同項第六号に規定する特定非課税累積投資契約（次項において「特定非課税累積投資契約」という。）に基づき」に改め、同条第二項中「又は」を「、」に、「から」を「、同条第五項第七号に規定する特定累積投資勘定（以下この項において「特定累積投資勘定」という。）又は同条第五項第八号に規定する特定非課税管理勘定（以下この項において「特定非課税管理勘定」という。）から」に、「又は非課税累積投資契約」を「非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約」に、「又は累積投資勘定」を「累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改める。

附則第十五条第一項中「第三号イに掲げる法人（」の下に「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定による改正前の」を加え、「（次項において「連結申告法人」という。）」、「及び次項」及び「（次項において「雇用安定控除調整率」という。）」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」及び「これら」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第十五条の三第一項中「又は同法第二百一十一条第一項の承認を受けていない法人で同法第二条第十六号に規定する連結申告法人に該当するもの」を削る。

第二条 群馬県条例の一部を次のように改正する。

第九十二条第二項中「〇・七グラム」を「二グラム」に、「〇・七本」を「一本」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第八条の規定 公布の日

二 第一条中群馬県条例第九十二条第二項にただし書を加える改正規定及び附則第六条の規定 令和二年十月一日

三 第一条中群馬県条例第三十二条の二第一項第二号、第三十六条及び第三十七条の二第一項イの表の改正規定並びに同条例附則第三条の二、第十一条第一項及び第十二条第三項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 令和三年一月一日

四 第一条中群馬県条例附則第十四条の三の二の改正規定 令和三年四月一日

五 第二条及び附則第七条の規定 令和三年十月一日

六 第一条中群馬県条例第三十二条第五項の改正規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）の施行の日
（延滞金に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の群馬県条例（以下「新条例」という。）附則第三条の二の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対

応ずる延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(県民税に関する経過措置)

第三条 新条例第三十二条の二第一項第二号、第三十六条及び第三十七条の二第一項の規定は、令和三年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和二年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

第四条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号。以下「所得税法等改正法」という。))第三条(所得税法等改正法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。)の規定による改正前の法人税法(昭和四十年法律第三十四号。以下この項及び次項において「四年旧法人税法」という。))第二条第十二号の七に規定する連結子法人(以下「連結子法人」という。))の連結親法人事業年度(四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。))が施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の県民税について適用する。

2 別段の定めがあるものを除き、施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。))分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度(四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。)) (連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。))分の法人の県民税については、第一条の規定による改正前の群馬県県税条例(以下「旧条例」という。))の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

(事業税に関する経過措置)

第五条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を除く。))に係る法人の事業税について適用する。

2 別段の定めがあるものを除き、施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。))に係る法人の事業税については、旧条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

3 所得税法等改正法附則第二十九条第一項の規定により所得税法等改正法第三条の規定による改正後の法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があったものとみなされた内国法人が施行日の属する連結事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。))において旧条例第五十五条第一項第一号の三の規定の適用を受けていた場合には、当該内国法人は、当該連結事業年度終了の日の翌日において新条例第五十五条第一項第一号の三の提出期限の延長がされたものとみなす。

(県たばこ税に関する経過措置)

第六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

第七条 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

(群馬県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第八条 群馬県県税条例の一部を改正する条例(令和元年群馬県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち群馬県県税条例第三十二条の二第一項第二号の改正規定を削る。

附則第一条第三号を次のように改める。

三 削除

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

群馬県主要農作物種子条例をここに公布する。
令和二年六月二十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第四十九号

群馬県主要農作物種子条例

(目的)

第一条 この条例は、主要農作物（稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆をいう。以下同じ。）の品質の確保及び安定的な生産を図る上で不可欠である県内に普及すべき優良な品種の育成並びにその種子の安定的な生産及び普及を推進し、もって本県の農業の将来にわたる発展に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第二条 県は、主要農作物の優良な品種の育成並びに優良な種子の安定的な生産及び普及に関する施策を計画的に推進するものとする。

2 県は、前項の施策の推進に当たっては、主要農作物の品質の確保及び安定的な生産に関係する団体（以下「関係団体」という。）その他の関係者との連携を図るものとする。

(関係団体の役割)

第三条 関係団体は、主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び普及に努めるものとする。

(種子生産者の役割)

第四条 主要農作物の種子を生産する者（以下「種子生産者」という。）は、種苗法（平成十年法律第八十三号）第六十一条第一項に規定する基準を遵守することによつて、主要農作物の優良な種子の安定的な生産に努めるものとする。

(種子生産計画)

第五条 知事は、毎年度、主要農作物の優良な種子の生産に関する計画（以下「種子生産計画」という。）を策定するものとする。

2 種子生産計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 主要農作物の種類及び品種別の生産面積、生産量及び需給の見通し

二 前号に掲げるもののほか、主要農作物の種子の生産に関し必要な事項

3 知事は、種子生産計画を策定するため必要があるときは、関係団体その他の関係

者に対し、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

4 知事は、種子生産計画を策定したときは、遅滞なく、公表するものとする。

5 前二項の規定は、種子生産計画の変更について準用する。

(原種及び原原種の生産)

第六条 県は、種子生産計画に基づき、原種ほ場（原種（一般種子（種子生産者が生産する主要農作物の優良な種子をいう。以下同じ。）の生産を行うために必要な種子をいう。以下同じ。）の生産を行うほ場をいう。以下同じ。）及び原原種ほ場（原原種（優良な原種の生産を行うために必要な種子をいう。以下同じ。）の生産を行うほ場をいう。以下同じ。）を設置し、原種及び原原種を生産するものとする。

(主要農作物の種子の生産等に係る指導)

第七条 県は、種子生産計画に基づく種子の生産が行われるよう、種子生産者その他の関係者に対し、主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び普及のために必要な指導を行うものとする。

(検査)

第八条 知事は、種子生産計画を実行するため、必要なほ場検査（原種ほ場、原原種ほ場及び一般種子の生産を行うほ場（以下「一般種子生産ほ場」という。）において栽培中の農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等について検査することをいう。）及び生産物検査（原種ほ場、原原種ほ場及び一般種子生産ほ場において生産された種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について検査することをいう。）を行わなければならない。

(優良な品種を選定するための調査)

第九条 知事は、県内に普及すべき主要農作物の優良な品種を選定するための調査を行うものとする。

(財政上の措置)

第十条 県は、主要農作物の優良な品種の育成並びに優良な種子の安定的な生産及び普及に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事

が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に知事が策定している主要農作物の優良な種子の生産に関する計画は、第五条第一項の規定により策定された種子生産計画とみなす。

群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年六月二十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第五十号

群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例

群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条例(平成十一年群馬県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第九条(見出しを含む。)中「授業料」を「入校料、授業料」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第九条の規定は、令和三年度以後に群馬県立産業技術専門校に入校した者について適用し、令和二年度以前に入校した者については、なお従前の例による。

群馬県コンベンション施設建設基金条例を廃止する条例をここに公布する。
令和二年六月二十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第五十一号

群馬県コンベンション施設建設基金条例を廃止する条例

群馬県コンベンション施設建設基金条例(平成二十七年群馬県条例第六十九号)は、
廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和二年六月二十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第五十二号

群馬県議会委員会条例の一部を改正する条例

群馬県議会委員会条例(昭和三十一年群馬県条例第三十号)の一部を次のように改
正する。

第十二条の次に次の一条を加える。

(会議開催の特例)

第十二条の二 委員長は、重大な感染症のまん延の防止の措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により委員会の招集場所への招集が困難と判断される実情がある場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(以下「オンライン」という。)を活用した会議を開催することができる。

2 前項の場合において、委員は、会議にオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 オンラインを活用した会議の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。
第十三条に次の一項を加える。

2 前条第二項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、前項、第十四条第一項及び第二十七条第一項の出席委員とする。

第十七条に次のただし書を加える。

ただし、第十二条の二第一項の規定により開催するオンラインを活用した会議は、秘密会とすることができない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。
(検討等)

2 議長は、オンラインを活用した会議について、現に会議の開催場所にいる状態と同様の環境をできる限り確保するため、議事の公開の要請への配慮、委員等の本人

確認、自由な意思表示の確保等に向けた環境整備及び情報セキュリティ対策について検討を加え、その結果に基づいて知事に対し、必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
